

広島県金融広報委員会の講師派遣制度について

年金、金融商品、悪質商法、生活設計など、身近なテーマについて講師派遣【無料】を行っています。

※10名以上のグループでお申込みください。

※学校、公民館等への講師派遣も可能です。

※講師は消費生活アドバイザーやCFP（ファイナンシャルプランナー）などです。内容によって講師の御希望を伺いますので、電話で御相談ください。

広島県金融広報委員会

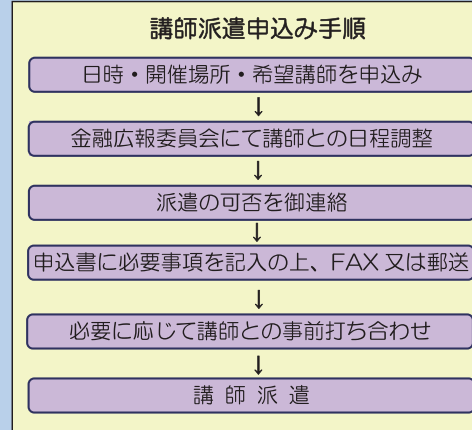
〒730-0011 広島市中区基町8-17 日本銀行広島支店内
電話：082-227-4268 FAX：082-502-0165

当委員会は、広島県、中国財務局、日本銀行広島支店、県内の金融機関等からなる組織です。



【講師をつとめる金融広報アドバイザーの御紹介（平成27年9月現在）】

アドバイザー名	得意分野	アドバイザー名	得意分野
でじちえ 出路 千恵	・高齢者のための家計管理と生活設計 ・夢や希望の実現に向けての家計診断と夢プラン ・消費者問題、金融教育など地域ぐるみの学習会	いそぎき 磯崎 紀夫	・ライフプラン（生活設計）と保険設計 ・ライフキャリア（生活・仕事）設計 ・相続・贈与の基礎知識
おたか 太田 和子	・子どもに伝えておきたいこと ・介護保険制度の利用の仕方 ・金銭・金融教育	くらはし 倉橋 孝博	・相続・贈与の基礎知識 ・年金・介護・医療などの社会保障制度 ・資産運用の心構え
どいけいこ 土井 敬子	・消費者問題 ・金銭教育 ・高齢化社会に向けての生活設計	まつおか 松岡 邦泰	・幼少期からのしつけと金銭教育 ・児童、生徒の金銭教育 ・くらしと金融の基礎知識
さとうけんじ 佐藤 健次	・ライフプラン（生活設計） ・リタイアメントプランニング（退職後の年金、医療等生活プラン全般） ・老後の財産管理	かわむら 川村 佐和子	・消費者トラブル最新情報 ・「参加型」消費者トラブル対策講座 ・賢い「子ども消費者」になろう！
かじもと 梶本 利恵	・生活設計・資金計画の立て方 ・生活設計における保険設計の基本 ・金融経済の基礎知識	いいだ 飯田 ひとみ	・定年退職・再就職の予備知識（働き方と年金・保険） ・パートで働くときの基礎知識（保険・年金・税金・労働条件） ・女性の一生とお金（本当に必要なお金は）



カードに関するトラブルに気をつけて！

お店などで「支払いをする」ことは「決済」と呼ばれますが、現金による決済以外にも、さまざまな決済方法があります。近年、現金を使わずに支払いをする「キャッシュレス」での決済手段が多数登場し、クレジットカードやプリペイドカードを利用する機会が増えています。キャッシュレス決済は、現金を持ち歩かずに買い物できる手軽さから、今後、より多くの消費者に利用されていくと考えられます。しかし、悪質商法に利用されたり、複雑な仕組みを理解しないままに支払ってトラブルになったという相談も寄せられているため、注意が必要です。

詳しくは中面⇒

あなたのまちの消費生活相談窓口

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
広島市	082-225-3300	火を除く毎日 (祝日も対応)	10:00~19:00
呉市	0823-25-3218	月~金	8:30~16:30
竹原市	0846-22-6965	月~金	10:00~16:00
三原市	0848-67-6410	月~金	9:00~16:00
尾道市	0848-37-4848	月~金	9:00~17:00
福山市	084-928-1188	月~金	8:30~16:30
府中市	0847-43-7106	月・火・木・金	10:00~16:00
三次市	0824-62-6222	月~金	9:00~16:00
庄原市	0824-73-1228	月~金	9:00~16:00
大竹市	0827-57-3236	火・金	9:00~16:00
東広島市	082-421-7189	月~金	9:00~17:00
廿日市市	0829-31-1841	月~金	9:00~16:00

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
安芸高田市	0826-42-1143	水・金	9:30~16:30
江田島市	0823-40-2212	月~金	10:00~16:00
府中町	082-286-3128	月~金	9:00~16:00
海田町	082-823-9219	月~金	9:00~16:00
熊野町	082-820-5636	月・水	10:00~16:00
坂町	082-820-1535	水	9:00~16:00
安芸太田町	0826-28-1973	月~金	9:00~16:00
北広島町	0826-72-5571	月・木	10:00~16:00
大崎上島町	0846-65-3123	奇数月の第1金	10:00~15:00
※町の相談日以外の日は、竹原市の窓口にご相談できます。			
世羅町	0847-22-1111(代)	月~金	10:00~16:00
神石高原町	0847-89-3088	月~金	9:00~16:00
※祝日・年末年始(広島市は年末年始)は休みです。また、昼休憩があります。			

【県の相談窓口】 広島県生活センター（環境県民局消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

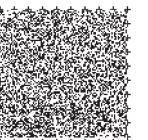
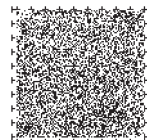
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>

消費生活相談 ☎082-223-6111 … 商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など

県民相談 ☎082-223-8811 … 相続・遺言、結婚・離婚、交通事故問題など

受付時間：月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9時～17時

◆この情報紙に関する問い合わせ先 広島県 消費生活課 消費政策グループ ☎082-513-2730



No. 40 (2016年3月発行)

発行：広島県生活センター
(環境県民局消費生活課)

『県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者となり、安全で安心に暮らすことができる、消費者被害のない広島県の実現』をめざします。



広島県知事 湯崎英彦

社会経済のグローバル化や高度情報化の進展に伴い、暮らしの利便性が向上する一方で、多様な商品・サービスが提供され、契約の内容も複雑化していることから、消費者自らも、被害回避や被害対処のための能力を身につけることが重要となっています。

このため、県では、平成27年3月に策定した「広島県消費者基本計画(第2次)」に基づき、「高齢者・若者の消費者被害防止に向けた取組強化」や「消費者被害防止に向けた消費者教育の推進」などに重点的に取り組んでいるところです。

広島県は、これからも、県民の皆様の安全・安心な暮らしの確保のため、市町や関係機関・団体の皆様と連携して、消費者行政の一層の推進を図って参ります。

広島県消費者基本計画(第2次) 【重点的に取り組む項目】

- 市町相談体制の充実にに向けた支援
 - すべての市町が週5日以上窓口を開設している体制を構築します
 - どこの相談窓口でも、問題解決に向けて、同じ答えが得られる仕組みを構築します
 - 相談窓口の認知度を向上させます
- 高齢者・若者の消費者被害防止に向けた取組強化
 - すべての市町と連携して高齢者の見守り体制を充実強化します
 - 若者の相談窓口の認知度を高め、利用を促進します
- 消費者被害防止に向けた消費者教育の推進
 - 消費者教育に係る情報を集約し県民に提供します



若者向け消費者啓発
キャラクター
ナッキー&ネイリー



高齢者向け消費者啓発
キャラクター
かしこい先生

これは音声コードです。

目次

- カードに関するトラブル … 1~3
広島県金融広報委員会の講師派遣制度、相談窓口 … 4

協力：広島県金融広報委員会（日本銀行広島支店内）

目の不自由な方への情報提供を目的に作られたものです。この音声コードを、活字文書読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。

クレジットカード

クレジットカードは、クレジット・信販会社などに申し込むと、審査の上、利用可能額が決定され、発行されます。キャッシングというローン機能がついているものもあり、現金を借りることもできます。クレジットカードによる取引は、クレジット会社、加盟店、消費者の3者間取引で行われるのが基本ですが、最近では、取引に関わる主体が多様化し、仕組みが複雑になっています。このため、クレジットカード取引に関するトラブルでは、消費生活センターだけでは解決困難な事例も発生しており、トラブルの未然防止が非常に重要になっています。

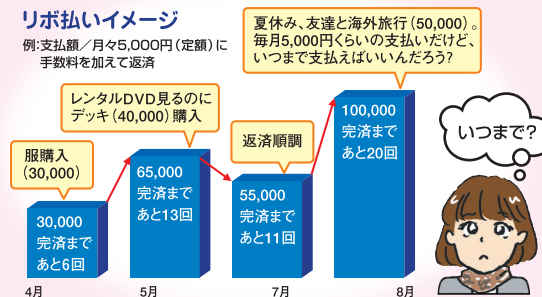
手元にお金がなくとも、ものを買うことができるなど、クレジットカードは大変便利なものですが、クレジット会社が立替払いをし、後から消費者が料金を払うという仕組みになっています。使い方を間違えると、返済が滞り、借金がふくらんでしまう危険性があります。クレジットカードで買い物することは、実は「借金」を作っていることだと忘れず、慎重に利用しましょう。

クレジットカードでのショッピングは、「借金」のひとつ!!

現金が手元にないからといって安易にクレジット決済をせず、計画的に利用しましょう。

クレジットカードが普及し、利用者の増えた「リボルビング払い(以下「リボ払い」という。)」にも注意が必要です。リボ払いは、様々な支払い方式がありますが、利用金額にかかわらず、毎月の支払額をあらかじめ指定する定額方式が主流です。

リボ払いは、毎月の最低返済額が比較的少額なので、支払いやすいと思われがちですが、返済期間が長期化し、総支払い額がふくらんでしまいがちです。支払っても支払っても元金が減らないといった苦情も出ています。さらに、返済のために新たな借入を重ねるようになり、多重債務で苦しむ場合もあります。



クレジットカード利用のポイント

- ★本当に必要な買い物か、一度立ち止まって考えましょう。
- ★収入に合わせた利用を心がけ、常に利用額と手数料を把握し、計画性を持って利用しましょう。
- ★クレジットカードの保管や管理に注意しましょう。
- ★たとえ家族でも、他人にカードを貸さないようにしましょう。
- ★盗難や紛失の場合は、すぐにクレジット会社に連絡しましょう。

プリペイドカード

プリペイドカードは、代金を前払いして購入するカードのことで、最近では、様々な場面で利用できる決済手段として普及しています。しかし、消費生活センターには、プリペイドカードの価値を不正に取得しようとする「詐欺業者」とのトラブルの相談が多く寄せられています。

プリペイドカードは大きく分けて2種類あり、券面やカード本体に価値を記録するものと、サーバ上に価値を記録するもの(サーバ型)があります。サーバ型のプリペイドカードは、カードが手元になくとも、カードに記載されている番号を入力するだけで商品等を購入することができます。最近では、悪用しても所在地や住所を特定されないといった特性を持つサーバ型プリペイドカードを悪用した詐欺が増えています。プリペイドカードは、一度その番号を使われると価値はなくなり、支払った代金を取り戻すことは大変困難です。

アダルトサイトの料金をプリペイドカードで支払え、と指示する詐欺に注意!?



★業者から指示があっても、プリペイドカードを購入したり、カード番号を伝えないようにしましょう。

★不審な業者に番号を伝えてしまったら、すぐに発行会社に連絡しましょう。

キャッシュカード

キャッシュカードは、銀行などの金融機関が預金者に発行するカードです。キャッシュカードに関するトラブルは、紛失や盗難だけでなく、カード情報を読み取り装置(スキマー)で盗み取る「スキミング」、クレジットカード会社などを装ってメールを送り付け、個人情報などを不正に取得する「フィッシング詐欺」などがあります。

- ★キャッシュカードや暗証番号の管理はしっかりしておくことが大切です。
- ★入出金確認のため、通帳への記帳も忘れないようにしましょう。

注意!!

実際に取引のある銀行を装って、偽のキャッシュカードを送り付け、「交換」などと称して、使用中のキャッシュカードと暗証番号を送らせる事例が報告されています。金融機関が、キャッシュカードを返送させたり、暗証番号を尋ねたりすることは決してありません。このような連絡を受けても、絶対に返送しないでください。

さまざまなカードでトラブルが起きています! 利用は慎重に!